

## 第119号議案

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例（第2条・第3条）

第3章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例（第4条・第5条）

### 附則

第1章 総則

第1条中「第3条において同じ。）」を「以下同じ。）」及び著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。）等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例

第2条第1項第2号中「次号から第5号までにおいて」を「以下」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項第9号から第12号までを削り、同条第4

項中「、第7号、第9号又は第11号」を「又は第7号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察  
職員の特殊勤務手当の特例

(救難作業等手当の特例)

第4条 原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、救難作業等手当を支給する。

- (1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの(次号において「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業
- (2) 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会規則で定めるものに限る。)内において行うもの 40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
- (2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
- (3) 前項第2号の作業 10,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額)

3 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第 5 条 職員が特定大規模災害に対処するため地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第14条第 1 項各号に掲げる作業に引き続き 5 日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の救難作業等手当の額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、1,680円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。